

○袖ヶ浦市障害者グループホーム等入居者家賃助成事業実施要綱

平成19年3月30日

告示第71号

(目的)

第1条 この要綱は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）に基づく共同生活援助事業所（以下「グループホーム」という。）及び袖ヶ浦市生活ホーム運営事業補助金交付要綱（昭和62年告示第31号）に基づく生活ホーム並びに袖ヶ浦市精神障害者ふれあいホーム運営事業補助金交付要綱（平成16年告示第190号）に基づくふれあいホーム（以下これらを「グループホーム等」という。）の入居者が支払った家賃について、助成金を支給することにより、グループホーム等入居者の経済的負担を軽減し、地域社会における自立を支援することを目的とする。

（平19告示146・平25告示59・平26告示231・一部改正）

(助成対象者)

第2条 この要綱に基づき助成金の支給を受けられるグループホーム等の入居者（以下「助成対象者」という。）は、次の各号のいずれかに該当し、かつ、次項に該当する者とする。

- (1) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第28条第2項第4号に規定する共同生活援助の支給に関して袖ヶ浦市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく介護給付費等及び児童福祉法に基づく障害児通所給付費等の支給に関する規則（平成24年規則第23号）第5条の規定による支給決定を受けた者で、現に当該グループホームに入居しているもの
- (2) 袖ヶ浦市生活ホーム入居等に関する要綱（昭和62年告示第32号）第4条の規定により入居の承認を受けた者で、現に当該生活ホームに入居しているもの

(3) 袖ヶ浦市精神障害者ふれあいホーム運営事業補助金交付要綱第2条に規定する対象者が受け入れた本市の援護の実施を受けている者で、現に当該ふれあいホームに入居しているもの

2 助成対象者は、市町村民税非課税世帯に属する者とする。ただし、生活保護世帯に属する者を除く。

(平19告示146・平23告示127・平23告示165・平24告示105・平25告示59・平26告示231・一部改正)

(助成対象経費及び助成額)

第3条 助成金の対象となる経費は、グループホーム等の入居に係る家賃(入居に係る敷金、礼金、保証金、管理費及び共益費等の諸費用を除く。)とする。

2 助成金の額は、家賃の2分の1に相当する額(当該額に100円未満の端数がある場合は、これを切り捨てた額とする。)とし、月額25,000円を限度とする。ただし、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令(平成18年政令第10号)第21条第1項第2号に規定する特定障害者特別給付費が支給される場合は、家賃からその額を控除した額の2分の1に相当する額(当該額に100円未満の端数がある場合は、これを切り捨てた額とする。)とし、月額20,000円を限度とする。

3 月の途中の入居又は退去する場合の助成金の額は、日割り計算により算出するものとする。

(平22告示108・平23告示165・平24告示105・平25告示59・一部改正)

(申請)

第4条 助成金の給付を受けようとする者は、袖ヶ浦市障害者グループホーム等入居者家賃助成支給申請書(様式第1号)(以下「支給申請書」という。)に、当該グループホーム等入居に係る賃貸借契約書(これに類する契約書を含む。)の写しを添え、福祉部長に提出しなければなら

ない。

- 2 生活ホーム及びふれあいホーム入居者は、前項に規定する支給申請書の提出の際に収入等申告書（様式第2号）を併せて福祉部長に提出しなければならない。

（平21告示63・一部改正）

（決定及び通知）

第5条 福祉部長は、前条の規定による申請があった場合は、申請内容を審査し、支給の可否及び支給額を決定し、袖ヶ浦市障害者グループホーム等入居者家賃助成支給決定（却下）通知書（様式第3号）により当該申請者に通知するものとする。

（平21告示63・一部改正）

（支給の時期等）

第6条 助成金の支給の時期は、別表に掲げる支給月とする。

- 2 前条の規定により助成金の支給決定を受けた者は、支給月の10日までに袖ヶ浦市障害者グループホーム等入居者家賃助成金請求書（様式第4号）に対象月に係る家賃の領収書の写しを添え市長に提出しなければならない。

- 3 助成金の支給は、支給月の末日までに口座振替による方法で行う。

（平23告示127・一部改正）

（変更）

第7条 第5条の規定による支給決定を受けた者は、申請内容に変更が生じたとき、又は当該グループホーム等を退去するときは、袖ヶ浦市障害者グループホーム等入居者家賃助成変更届（様式第5号）を福祉部長に提出しなければならない。

（平21告示63・一部改正）

（変更決定）

第8条 福祉部長は、前条の規定による変更の届出があった場合は、届出内容を審査し、変更の可否を決定し、袖ヶ浦市障害者グループホーム等

入居者家賃助成変更決定（却下）通知書（様式第 6 号）により届出者に通知するものとする。

（平 2 1 告示 6 3 ・ 一部改正）

（支給決定の見直し）

第 9 条 福祉部長は、第 5 条の規定により支給決定を受けた者の毎年度 7 月分以降の支給の可否について、第 2 条第 2 項に掲げる要件に照らして見直しを行うものとする。

2 福祉部長は、前項に規定する見直しを行う場合は、生活ホーム及びふれあいホーム入居者に限り、収入等申告書（様式第 2 号）の提出を求めるものとする。

3 福祉部長は、見直しにより第 2 条第 2 項の掲げる要件に該当しなくなった場合は、袖ヶ浦市障害者グループホーム等入居者家賃助成変更決定（却下）通知書（様式第 6 号）により支給期間の変更を行い当該支給決定者に通知するものとする。

（平 2 1 告示 6 3 ・ 一部改正）

（返還）

第 1 0 条 福祉部長は、偽りその他不正の手段により助成金の支給を受けた者に対し、既に支給した助成額の全部又は一部を返還させることができる。

（平 2 1 告示 6 3 ・ 一部改正）

（委任）

第 1 1 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、平成 1 9 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 1 9 年告示第 1 4 6 号）抄

（施行期日）

1 この告示は、公示の日から施行する。

附 則（平成 21 年告示第 63 号）

この告示は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 22 年告示第 108 号）

この告示は、公示の日から施行し、平成 22 年度の予算に係る助成金から適用する。

附 則（平成 23 年告示第 127 号）

この告示は、公示の日から施行し、平成 23 年度の予算に係る助成金から適用する。

附 則（平成 23 年告示第 165 号）

この告示は、平成 23 年 10 月 1 日から施行する。

附 則（平成 24 年告示第 105 号）

この告示は、公示の日から施行し、平成 24 年 4 月 1 日から適用する。

附 則（平成 25 年告示第 59 号）

この告示は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 26 年告示第 231 号）

（施行期日等）

- 1 この告示は、公示の日から施行し、平成 26 年度の予算に係る助成金又は補助金から適用する。

（経過措置）

- 2 この告示の施行の際、改正前の袖ヶ浦市障害者グループホーム等入居者家賃助成事業実施要綱又は袖ヶ浦市障害者グループホーム等運営費等補助金交付要綱の規定により既に提出された申請書その他の手続は、それぞれこの告示の改正後の袖ヶ浦市障害者グループホーム等入居者家賃助成事業実施要綱又は袖ヶ浦市障害者グループホーム等運営費等補助金交付要綱の規定によりなされたものとみなす。

附 則（平成 27 年告示第 257 号）

この告示は、平成 28 年 1 月 1 日から施行する。

別表（第 6 条関係）

(平 2 3 告 示 1 2 7 ・ 旧 別 表 第 2 ・ 一 部 改 正)

対 象 月	支 給 月
4 月 ・ 5 月 ・ 6 月	7 月
7 月 ・ 8 月 ・ 9 月	1 0 月
1 0 月 ・ 1 1 月 ・ 1 2 月	1 月
1 月 ・ 2 月 ・ 3 月	4 月

様式第1号(第4条関係)
袖ヶ浦市障害者グループホーム等入居者家賃助成支給申請書

年 月 日

袖ヶ浦市福祉部長 様

住所
申請者 氏名
電話

袖ヶ浦市障害者グループホーム等入居者家賃助成事業実施要綱第4条の規定により下記のとおり申請します。

記

入居者	氏名	(個人番号)		
	生年月日		性別	男・女
入居先の種別等	グループホーム・生活ホーム・ふれあいホーム			
	所在地			
	名称			
入居開始年月日	年 月 日			
家賃額	円／月額			
申請額	円／月額			

添付書類 入居に係る賃貸借契約書の写し

振込先口座	金融機関名		支店名	
	口座番号		口座種別	普通・当座
	フリガナ 口座名義			

様式第2号(第4条、第9条関係)

収入等申告書

年 月 日

袖ヶ浦市福祉部長 様

住所
申告者 氏名 印
電話

袖ヶ浦市障害者グループホーム等入居者家賃助成事業実施要綱第4条及び第9条の規定により下記のとおりに申告します。

記

1 合計所得金額の状況

合計所得金額	円
--------	---

2 収入(年収)の状況

区分	種 類	収入額
稼 得 等 収 入	障害年金等(障害基礎年金、障害厚生年金、障害共済年金、特別障害給付金、障害を事由に支給される労災による年金等、遺族基礎年金、遺族厚生年金、遺族共済年金、老齢基礎年金、老齢厚生年金等)	円
	特別児童扶養手当等(特別障害者手当、障害児福祉手当、経過福祉手当、特別児童扶養手当)	円
	工賃等収入	円
	その他の収入()	円
収 入 の 他	仕送り収入	円
	不動産等による家賃収入	円
	その他の収入()	円

3 必要経費

種 類	内 容	金 額
租 税		円
		円
社 会 保 険 料		円
		円

4 預貯金等の状況

種 類	有 無	内 容
申請者名義の預貯金	有・無	
申請者名義の国債等	有・無	
その他	有・無	

(注) 本申告書に記載した内容が確認できる書類を添付すること。

1、2及び3の申告対象年は、前年とする。ただし、6月30日までの間は、前々年とする。

様式第3号(第5条関係)

袖ヶ浦市障害者グループホーム等入居者家賃助成支給決定(却下)通知書

第 号
年 月 日

様

袖ヶ浦市福祉部長



平成 年 月 日付けで申請のありました袖ヶ浦市障害者グループホーム等入居者家賃助成について下記のとおり決定したので通知します。

記

1 支給決定

支給金額	月額	円
支給期間	年 月分から	年 月分まで
振込口座	金融機関名	
	支店名	支店
	口座種別	普通・当座
	口座番号	
	口座名義	

2 却下

(理由)

様式第4号(第6条関係)

袖ヶ浦市障害者グループホーム等入居者家賃助成金請求書

年 月 日

袖ヶ浦市長 様

住所

請求者 氏名 印

電話

私に係る袖ヶ浦市障害者グループホーム等入居者家賃助成金について下記のとおり請求
します。

記

1 請求金額 _____ 円
(内訳) _____ 円× 月分

2 請求期間 年 月分から 年 月分

※添付書類 請求期間に係る家賃の領収書の写し

様式第5号(第7条関係)
袖ヶ浦市障害者グループホーム等入居者家賃助成変更届

年 月 日

袖ヶ浦市福祉部長 様

住所
氏名
電話

袖ヶ浦市障害者グループホーム等入居者家賃助成事業実施要綱第7条の規定により下記のとおり変更を届け出ます。

記

入居者	氏 名	
	住 所	
	グループホーム等の名称	
1 申請内容の変更の場合		(変更の内容)
2 退 去 の 場 合		退去日 年 月 日
3 変 更 又 は 退 去 の 理 由		

様式第6号(第8条、第9条関係)
袖ヶ浦市障害者グループホーム等入居者家賃助成変更決定(却下)通知書

第 号
年 月 日

様

袖ヶ浦市福祉部長 

袖ヶ浦市障害者グループホーム等入居者家賃助成変更について下記のとおり決定したので通知します。

記

1 変更決定

入 居 者 氏 名		
変 更 年 月 日		
変 更 の 内 容	変 更 前	
	変 更 後	
変 更 の 理 由		

2 変更却下
(理由)